

北 監 第 29 号
令和 5 年 8 月 23 日

北方町長 様

北方町代表監査委員 横 山 治

行政監査の実施について（通知）

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査を、別紙のとおり実施しますので通知します。

別 紙

実 施 計 画 書

種 別

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ （議選監査委員）

対象事項及び範囲

- ・ 都市環境課が行っている業務の内容と成果について
- ・ 会計年度任用職員を含めた職員人員配置と業務内容について

実施日

令和 5 年 1 0 月 4 日（水） 午前 9 時 3 0 分

実施場所

北方町役場 3 階委員会室、リサイクルセンター

基本方針・着眼点

- ・ 都市環境課の業務内容と、それを行う会計年度任用職員を含めた各職員の業務内容の検証。
- ・ 都市環境課で行った契約方法と収入、支出についての確認。など

提出資料（各 3 部）

- ・ 都市環境課の業務内容についての資料
- ・ その他説明に必要な資料

出席依頼者氏名

- ・ 都市環境課長、担当職員

北 監 第 33 号
令和 5 年 10 月 11 日

北方町長 様

北方町代表監査委員 横 山 治

行政監査の結果について（報告）

みだしのことについて、地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査を執行したので、同法第 199 条第 9 項の規定により別紙のとおりその結果を報告します。

別 紙

結 果 報 告 書

1 監査の概要

(1) 監査の対象事項及び範囲

都市環境課が行っている業務の内容と成果について
会計年度任用職員を含めた職員人員配置と業務内容について

(2) 監査実施日

令和5年10月4日（水）

(3) 監査の方法・手段

対象事項について、都市環境課が管理している施設を視察し関係職員から書類の提出を求めるとともに、必要に応じて説明を聴取して実施。

2 監査の結果

監査の目的に基づき、担当職員より説明を受け関係書類を確認したところ、都市環境課の人員について及び業務内容については概ね適正であると認められた。当課の業務は大きく分けて、都市計画、農政、環境関係の3つに分けられるが、町民からの要望等が多くあるところでもあり、限られた人員の中、各職員が担当以外の業務も行うことにより処理できている部分も大きいと思われる。また、南東部開発事業に一区切りがついたところであるが、森町の区画整理事業もはじまり、町の都市計画に関する事業については円滑に遂行してもらいたい。今後は道路や橋など、どの設備も老朽化が進み維持管理及び改修や更新をしていかなければならないと推測される。視察したリサイクルセンターの機器も含め、中長期的な視野で設備の必要な補修・更新をする計画を資金計画込みで立案すべき時期にあると思われ、検討を願いたい。

今回、リサイクルセンターを視察させていただいたことで、ごみの処理方法や搬出先、リサイクルまでの過程、有価物となる資源などを改めて理解できた。特に、有価物になる物は多くの町民に協力してもらえれば、それだけリサイクルも進み町の利益にもなることから、広報やホームページだけではなく、人が多く集まる機会にでもごみが有価物になる見本（発泡スチロールがインゴットになる等）を置くなど、アピールの方法を検討してみてもどうかと考える次第である。